

政法第1644号
答申第452号
平成28年8月25日

千葉県公安委員会委員長
岩沼 静枝 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成26年11月5日付け公委（地域）発第4号による下記の諮問について、
別添のとおり答申します。

記

諮問第560号

平成26年10月9日付けで審査請求人から提起された、平成26年9月
30日付け地域発第520号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対
する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

平成26年8月29日付けで審査請求人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、行政文書開示請求を行った。

2 請求内容

「職務質問強化月間（以下「強化月間」という。）に関する文書（地域課用）1. 以下の内容が記載された文書（1）実施年月日及び実施期間（2）実施要領、警察署の目標獲得件数など、個人の目標獲得件数など（3）その他関連する文書2. 期間中、目標が達成されない場合の措置 ～地域課長と、未達成者が本部行く？などが記載された文書（以下、請求内容「2.」に係るものを「本件請求」という。）3. 重複する文書は不要とする」

3 特定した対象文書

（1）実施機関は、上記請求内容「1.」に係る対象文書として、「職務質問強化月間の実施について（平成25年3月13日付け地域発第103号）」他4件を特定した。

（2）また、実施機関は、本件請求に係る文書を不保有として行政文書不開示決定を行った。

4 実施機関による決定

実施機関は、上記3（1）で特定した対象文書について、平成26年9月30日付け地域発第519号により行政文書部分開示決定を、同（2）で対象文書不保有とした部分について、同日付け地域発第520号により行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 審査請求

審査請求人は、上記4で行った2つの決定のうち、本件決定を不服として、平成26年10月9日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消して対象とする文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

年2～3回実施されている強化月間において、地域課長が変わっても私の所属する署が変わっても、警察署の地域課長は必ず、「期間中、刑法犯等検挙件数の目標が達成されず、極めて成績不調の者は、私（地域課長）と一緒に本部に行って、成績不調理由及び謝罪を行ないに行くので、そのような事の無いようにしてくれ。」と言われた。各署地域課の警察官は、私と同様に上記のことを周知されているため、千葉県警察本部（以下「県警」という。）地域部長からの指示と思料される本件請求に係る文書が存在するはずである。

3 意見書について

審査請求人は、意見書において、再度審査請求の理由と同様の趣旨のことを主張するとともに、強化月間に対する意見を述べている。

第4 千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）の説明要旨

1 本件決定について

本件請求に対し、対象行政文書を探索したものの、該当する行政文書が存在しなかったため、本件決定を行ったものである。

2 審査請求の理由について

(1) 審査請求人は、自分や各警察署地域課の警察官は、上司から、強化月間における成績不良者に対して指導がある旨毎回指示されていたため、本件請求に係る文書は存在する旨主張する。

しかし、強化月間は、平成25年は県警全体で1回、各警察署独自で1回の年2回、平成26年は開示請求時までに県警全体で1回が実施されており、県警全体で強化月間を実施する際に作成される実施要領には、表彰についての記載はあるが、実績不良者に対する指導に関する記載はない。また、実績不良者に対する指導に関しては、千葉県警察の地域警察運営に関する訓令（平成13年本部訓令第7号。以下「訓令」という。）及び署地域警察官に対する地域部地域課長による指導の実施について（平成26年8月5日付け地域発第423号。以下「通達」という。）に基づき四半期ごとに実施しており、強化月間の実績不良者に対する指導は実施していない。

したがって、強化月間のみを捉えた実績不良者に対する指導に関する

行政文書は作成していないことから審査請求人のこの主張には理由が認められない。

(2) 実績不良者に対する指導については、審査請求人に対し、本件審査請求時に説明したことから、条例第7条第1項の規定により、平成26年10月23日に行政文書開示請求が行われており、期間延長の上、訓令を平成26年12月17日付け地域発第685号で開示決定及び通達を同日付け地域発第687号で部分開示決定している。

(3) 以上のとおり、本件請求に係る行政文書を保有していないことは明白であり、審査請求人の主張は認められない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び諮問実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求人が県警地域部長からの指示と思料する本件請求に係る文書が存在する旨主張するが、諮問実施機関は本件請求に係る文書は存在しないと主張している。

よって、本件請求に係る文書の存在の有無について、以下検討する。

2 本件請求に係る文書の存在について

実施機関の第4の2(1)の説明については、強化月間における実績不良者に対する指導の有無はともかくとして、仮に、強化月間における実績不良者が存在した場合、訓令及び通達に基づいて四半期ごとに指導が行われることは十分考えられ、本件請求に係る文書は存在しないとする上記の諮問実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

なお、当審査会は諮問実施機関に対し再度本件請求に係る文書の探索を求めたが、その存在を認めることはできなかった。

3 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関の決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年11月7日	諮問書の受理
平成26年12月25日	諮問実施機関の理由説明書の受理
平成27年2月16日	審査請求人の意見書の受理
平成28年7月27日	審議

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登 茂 子	公認会計士	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)